

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

九度山町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 紀の川流域地域（大字九度山・入郷・慈尊院）

（1）現況

本地域は、町域の北部に位置し、紀の川沿いに広がる平坦地とその背後地として傾斜地に柿を中心とした樹園地が広がっており、特産の富有柿などが生産されているが、傾斜が急峻であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

また、平坦地には、本町で唯一水田の圃場整備がされている安田島地区が含まれている。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 不動谷川流域地域（大字椎出・下古沢・中古沢・上古沢・笠木）

（1）現況

本地域は、不動谷川流域に広がる地域であり、河川沿いに集落が立地し、山間傾斜地に柿を中心とした樹園地が広がっており、特産の富有柿などが生産されているが、傾斜が急峻であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

また、水田については、谷あいには小規模なものが点在するのみである。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 丹生川流域地域（河根・丹生川・東郷・北又・市平）

(1) 現況

本地域は、丹生川流域に広がる地域であり、平坦地に乏しく、急傾斜地に柿を中心とした樹園地が広がっており、特産の富有柿などが生産されているが、傾斜が急峻であり、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

また、水田については、谷あいには小規模なものが点在するのみである。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	紀の川流域地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	不動谷川流域地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	丹生川流域地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要である

としている。以上を踏まえ、本町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、本町では平場において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や、町内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とする。

さらに、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長村長が認定する者とする。